

介護関連施設等入所(入居)者救急搬送時の情報提供マニュアル



平成29年8月作成

はじめに

近年、高齢化に伴い、小野市においても介護施設や高齢者専用住宅などからの高齢者の救急搬送が増加傾向にあります。

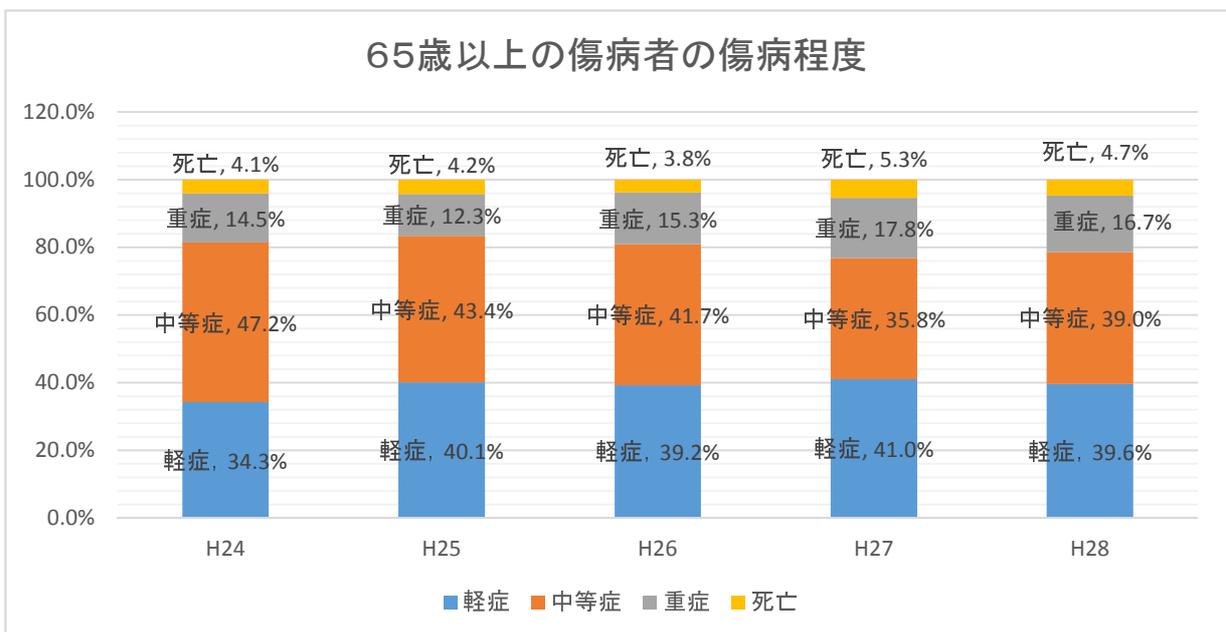
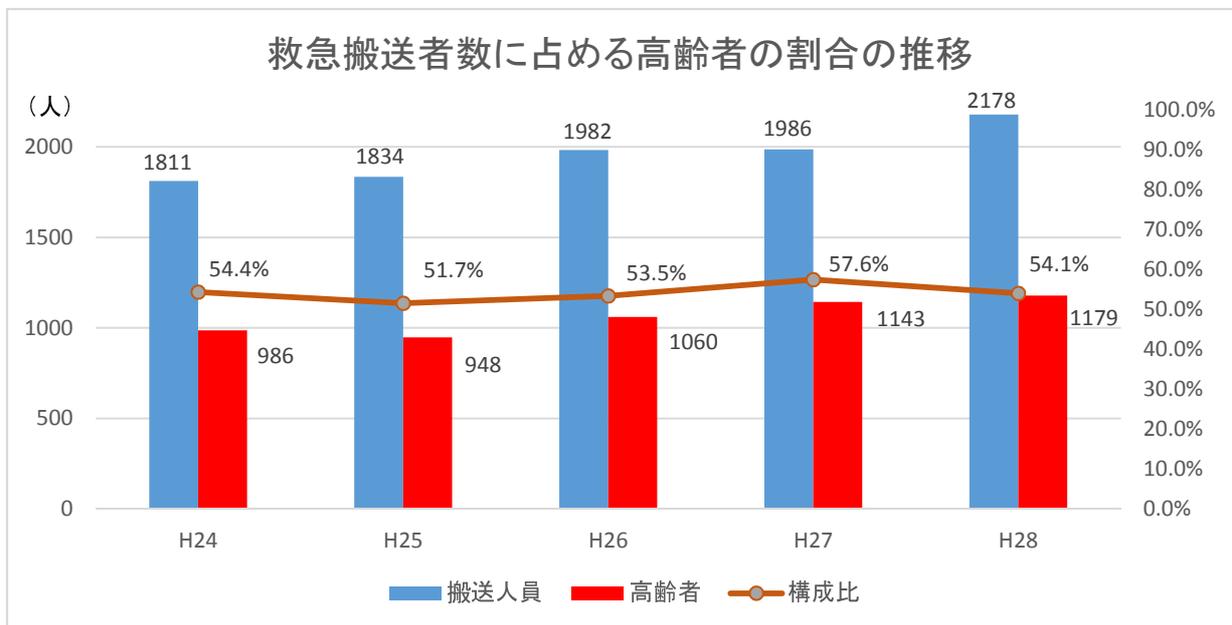
そこで、利用者の方の救急搬送が必要となった際に、速やかにかつ適切な医療機関に搬送できるよう、「介護関連施設等入所（入居）者救急搬送時の情報提供マニュアル」を作成しました。

利用者の緊急事態はいつ起こるかわかりませんので、この情報提供マニュアルを活用して救急隊に的確な情報提供をお願いします。

1 小野市の救急搬送状況

小野市における平成28年の救急搬送者数は2,178人です。

このうち65歳以上の搬送者数は1,179人となっており全体の54.1%を占めており、毎年総救急件数の半数以上を占めております。



2 高齢者施設等からの救急搬送の現状と課題

介護施設や居住系施設など的高齢者入所施設、住宅型有料老人ホームを中心とした高齢者住宅が整備され、それらの施設からの救急搬送が年々増加しております。

また、休日・夜間は傷病者の観察状況や薬剤情報等が不十分となりがちで搬送先に苦慮することもあります。

そこで救急要請時は、この情報提供マニュアルに基づいて救急要請を行ってください。

高齢者施設等からの救急搬送状況

区 分	搬送者数 (A)	(A)の傷病程度 内訳				(A)のうち 休日夜間(B)	休日夜間の 搬送者割合	(B)の傷病程度 内訳			
		軽症	中等症	重症	死亡			軽症	中等症	重症	死亡
特別養護老人ホーム	29	10	12	5	2	20	69.0%	4	10	4	2
介護老人保健施設	22	4	12	2	4	13	59.1%	2	7	1	3
有料老人ホーム	13	3	8	2		11	84.6%	3	7	1	
グループホーム	3		2		1	1	33.3%		1		
小規模多機能型施設	5		4		1	4	80.0%		3		1
デイサービス	4	3	1			3	75.0%	2	1		
計	76	20	39	9	8	52	68.4%	11	29	6	6
割 合	100%	26%	51%	12%	11%			21%	56%	12%	12%

※平成28年搬送データから集計したものです。

上記には含んでいませんが、救急隊が現場に到着すると明らかに死亡（死後硬直）されていて不搬送となった事案が1件ありました。

3 119番通報による救急要請に際して

尊い生命を救うためには、「119番通報」・「応急手当」・「救急処置」・「医療処置」がいずれも迅速に途切れることなく行われることが重要です。

緊急事態はいつ起こるか分かりません。特に、休日・夜間は施設職員が少なくなります。

いざというときに慌てないために、各職員がどのように行動すればいいのか日頃から検討し、事前に施設内で対応マニュアルなどを作成しておいてください。

① 緊急を要する症状

急に意識がなくなったり、急に状態が悪くなったりしたときなど、緊急を要する症状がある場合には、迷わず、すぐに救急車を要請してください。

② 救急要請時のお願い

救急要請時には、次のことに留意してください。

★ 応急手当（心肺蘇生法）の実施

呼吸がない場合は、すみやかに心肺蘇生を実施してください。また、AEDがあれば速やかに使用してください。

心肺蘇生は救急隊が到着し、交代するまで継続してください。

★ 誘導

特に夜間などは、玄関など入り口を開錠

していただくとともに、救急隊が到着したら、救急隊を患者様の居場所まで誘導してください。

★ 情報提供

別紙の「救急搬送時の情報提供書」を利用者ごとに事前に作成しておいていただき、緊急事態発生時の場合は、到着した救急隊へお渡しください。

★ その他

医療機関への搬送に際し、救急車への同乗(できるだけ状況のわかる方)をお願いします。

また、万一その場で同乗できない場合でも、他の職員に連絡をとっていただくなど、関係者の搬送医療機関への来院をお願いします。

【こんなときはすぐに119番】具体例

- 急に意識がなくなったとき
- 意識があっても次の症状があるとき
 - ・胸が痛いとき
 - ・息がくるしい（おかしい）とき
 - ・頭が割れるように痛いとき
 - ・徐々に意識が悪くなってきたとき
- 急に次のような症状が出たとき
 - ・片側の手足が動かない
 - ・話せない（話しにくい）
 - ・ふらつく（転倒する）
 - ・顔にマヒがある
- その他、ケガや病気の痛みで耐えられないと感じたとき

DNAR（延命治療の中止）について

進行性疾患の末期の方やそのご家族の中には延命治療を希望しないと意思表示されている方がおられますが、救急車を要請された場合、救急隊員は医療機関と連絡を取り合って必要最低限の救命処置を実施して医療機関に搬送することが義務付けられていますのでご理解願います。

このようなことはできません

救急隊が施設に到着すると、傷病者は心肺停止であったが、119番通報した職員は応急処置をしておらず、救急隊に「この方はDNARの意思表示があるので処置は何もしないで病院へ搬送してほしい」と申し出た。

日頃からかかりつけ医とよく連絡をとりあって終末期のあり方を検討しておいてください。

③ 対応フロー



- 緊急事態の発生を施設内職員に知らせてください。
- 緊急事態の発生場所に職員を集めてください。
- 集まった職員の役割を分担してください。
 - ★ 119番通報する人
 - ★ 応急手当（心肺蘇生）をする人
 - ★ AEDを用意する人
 - ★ 救急隊を誘導する人（玄関の鍵の開錠も）
 - ★ 家族に連絡する人

協力病院がある場合は連絡してください。
傷病者の状況にもよりますが、あらかじめ搬送先医療機関を確保されている場合は当該医療機関に搬送します。

119番通報

- 住所、施設名
- 《いつ》《だれが》《どこで》《どうした》のか
- 傷病者の状況（呼吸がない、反応がない）など

応急手当の実施

- すみやかに応急手当（心肺蘇生）を行ってください。
- 救急隊に交代するまで継続してください。

救急隊の誘導

- 患者様のところへ誘導してください。
- 何が起こったのか説明してください。

「救急隊に情報提供書を渡してください」

救急隊による救命処置

施設職員の同乗

- 病院への申し送りが必要です。
できるだけ傷病者の状況が分かる方が同乗してください。
- 看護、介護記録等を持参してください。

4 日頃からできる対策

① 事故防止

★転倒防止・転落防止

高齢者は、筋力やバランス感覚が低下しているため転倒・転落事故を起こしやすいといわれており、転倒・転落した際、骨折を伴い重症となる場合があります。

施設内の危険箇所を点検し、転倒・転落防止に努めてください。

対 策 例

- ・部屋と廊下の段差をなくす。
- ・じゅうたんの端のめくれや緩みをなくす。
- ・できるだけスリッパをはかないようにしていただく。
- ・階段ステップに滑り止めテープを貼り、両サイドに手すりを付ける。

★異物誤飲の防止

異物誤飲の事故の多くは、餅、肉、刺身、飴玉などの食物をのどに詰まらせることによるものです。特に高齢者は、咀嚼力や嚥下反射の低下により誤飲を引き起こしやすいといわれています。また、認知症の方でごく稀ですが、お薬をパッケージ（PTP）ごと飲み込んでしまい消化管に傷がつくといった事例もあります。

ご利用者の安全のために普段の生活状況や嗜好品を把握しておくなど、誤飲防止に努めてください。

対 策 例

- ・食べている最中に話しかけない。
- ・少量ずつゆっくり食べていただく。
- ・喉に詰まらせない程度に小さく切って食べていただく。
- ・少しとろみをつけたり、スープなど液状のものと交互に食べていただく。
- ・お薬はご利用者の近くに置かないで、飲む場合は必ず施設職員が立ち会う。

★入浴中の事故防止

高齢者の入浴中の事故は、溺水による死亡事故が高い確率で発生し、特に冬季に多く発生しています。ご利用者の安全のために普段の生活状況を把握するなど、溺水事故防止に努めてください。

対 策 例

- ・空腹時、食事直後、深夜、起床時の入浴は避けていただく。
- ・熱い湯や長湯を避けていただく。
- ・脱衣室をあらかじめ暖かくしておく。
- ・浴槽に入るための手すりや浴槽の底への滑り止めを設置する。
- ・ご利用者が入浴する時は、必ず施設職員が立ち会う。

② ご利用者の生活状況の記録

ご利用者の生活状況は、介護にあたる職員の方が誰よりもよくご存知です。

毎日の状況について記録し、いざというときのために職員全員がご利用者の状況を把握できる記録を作成してください。

③ かかりつけ医師、協力病院との連絡体制の構築

ご利用者ごとのかかりつけ医師や協力病院との連絡を蜜にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときに相談、受診できる体制を構築してください。

ご利用者の体調の変化に注意を払い、症状が発症した場合、悪化する前に早めに受診することや、夜間・休日でも人が少なくなる前の対応をお願いします。

5 救急車の適正利用

平成28年、小野市では2,358件（1日平均6.4件）の救急要請に3台の救急車で対応しています。

緊急に対応する必要がないと思われる場合は、患者等搬送事業者などの利用を考慮していただくなど、救急車の適正利用をお願いします。

【小野市内と小野市近隣の患者等搬送事業者一覧】

No.	事業所名	所在地	営業時間	電話番号
1	株式会社 茶たろう	小野市 小田町1910-484	24時間	0794-67-1336
2	あさひ介護タクシー	三木市 志染町高男寺692	24時間	0794-85-0078
3	山桜ケアタクシー	西脇市 大野512番地の1	7時～19時	0795-23-4780
4	オアシスケアサービス	西脇市 落方町583番地の17	8時～17時	0795-27-0576
5	介護タクシーNAITO	加西市 河内町314番地の15	8時～20時	0790-45-1957
6	有限会社 こんべいとう	加古川市 尾上町693-5	8時～18時	079-435-6431
7	介護タクシー はりま	加古川市播磨町 古田1丁目9番14	7時～19時	079-441-9111
8	介護タクシー 湯っくり	加古川市加古川町 西河原72-12	24時間	079-425-8240
9	介護タクシー スマイル	加古川市加古川町 大野984-6	24時間	079-420-2314
10	東播介護タクシー	加古川市 野口町坂井52-11	24時間	079-441-8037
11	介護タクシー コニーサポートキャブ	加古川市 野口町二屋124-10	8時～19時	079-424-7654

6 応急手当の習得と実施

ご利用者が生命の危険にさらされたとき、誰かが速やかに救いの手を差し伸べるような体制にする必要があります。そのためには、先ず、応急手当を身につけてください。

応急手当を学ぶことは、事故の防止や安全に対する意識を高めることにもつながります。

小野市では、応急手当に関する各種講習会を開催しています。

いざというときのご利用者の安全・安心のためにも多くの方が受講されますようお願いいたします。

★ 市民救命士講習Ⅰ

心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去及び止血法の技術を身につける3時間の講習で、成人への応急手当を学ぶコースです。

なお、小児・乳幼児コース（市民救命士講習Ⅲ）もあります。

★ 市民救命士講習Ⅱ

心肺停止者に対して一定頻度接するような皆様のような職業の方は、AEDを使用する際、この講習を受講し認定を受ける必要があります。

本講習は心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法及び実技と筆記の試験がある4時間コースです。

★ 上級救命講習

成人、小児、乳児の心肺蘇生法をはじめ、AEDの使用法、異物除去、止血法、外傷（熱傷、骨折等）の手当や搬送法を学ぶ8時間のコースです。

★ 応急手当普及員講習

各種事業所の中で、特定の対象者に対して市民救命士講習会を開催し、応急手当の方法を普及指導する指導者養成コースです。

指導要領などを学ぶ3日間（24時間）のコースです。

応急手当の講習に関するお問い合わせ、お申し込みは消防本部救急課
（小野市防災センター2階）へご連絡ください。

小野市消防本部 救急課救急係

電話：0794-63-0119（代表）

電話：0794-63-4636（直通）

FAX：0794-63-7199

7 「救急搬送時の情報提供書」の作成手順について

事前記載事項について・・・情報提供書の上段になります。

(1) 記載時期

① 最初の作成時期：入所時のアセスメント時に得られた情報をもとに作成してください。

② 2回目以降の更新時期

- ・ 3ヶ月ごとに情報の更新を行ってください。
- ・ 入所中、事故や入院等の利用者の状況に変化があった場合はその都度更新してください。

(2) 説明、確認日等

救急搬送時の情報提供書に関する説明を行ったことの確認、説明日、誰に説明を行ったかを記入してください。

(3) 年齢、性別、生年月日

年齢は、記入時の満年齢としてください。

(4) 住所

① 入所施設に住所を異動している場合は「施設に同じ」の□にチェックしてください。

② 住所地が施設以外の場合は、住所欄に利用者の住所を記入してください。

(5) 病歴等

現在治療中の病気やケガの内容を記入してください。

感染症の有無は該当に○を入れ、有の場合は病名を記入してください。

認知症について該当するところに○を入れてください。

(6) 既往歴

これまでの病歴を記入してください。

(7) ペースメーカー等の医療機器の装着

該当するところに○を入れ、有の場合はその内容を記入してください。

(8) ADL（日常生活動作）

歩行・・・該当するところの□にチェックしてください。

食事・・・該当するところの□にチェックしてください。

排泄・・・該当するところの□にチェックしてください。

(9) 常用服用薬

現在処方されている薬（外用薬）を記入してください。

お薬手帳のコピー、薬剤情報提供書のコピーを裏面に添付していただいても構いませんが、その場合はこの欄に添付と記入してください。また、定期的に点滴・注射等を行っている場合は、その内容を記入してください。

お薬手帳がある場合は、□にチェックし、また、救急要請時に持参する形態、正又はコピーの別をチェックしてください。

(10) 血液型・アレルギー

該当する血液型に○を入れ、アレルギーの有無に○を記入してください。なお、アレルギーが有の場合はアレルギー物質を記入してください。

(11) キーパーソン

重要な連絡や問い合わせを受けることのできるご家族の代表者名、続柄、電話番号を記入してください。なお、できるだけ24時間対応できる方をお願いします。

(12) 緊急連絡先（家族等）

利用者の救急搬送時に救急隊や搬送先医療機関から家族へ連絡することがあります。氏名、続柄、電話番号、住所を記入し、救急発生時に連絡する旨を了解しているかどうかに入力してください。

※ 家族への連絡が取れない場合、医療機関はその対応に非常に苦慮します。

(13) かかりつけ医

利用者のかかりつけ医、担当医師名、電話番号を記入してください。

(14) 治療に対する意思

事前に希望する治療やケア等について本人もしくは家族と話し合い、意思確認が行われている場合に可能な範囲でその内容を記入してください。

・・・・・・・・ここまでが、事前に記載しておく事項になります。・・・・・・・・

119番通報時の記載事項について・・・・・・・・情報提供書の下段になります。

(1) 発症（受傷）の目撃

利用者が発症（受傷）した時の状況を目撃したかどうかについて○を記入してください。なお、「はい」の場合は年月日・時刻も記入してください。

(2) 普段の状態の最後の確認

発症（受傷）の前の日頃の状況として最後に確認できていた年月日・時刻を記入してください。

(3) 発症または発見時の状況

いつもケアしている状態と比較して状態が違うところにチェックしてください。また、その他必要と思われる事項を空欄に記入してください。

※ 施設側での病院手配の有無をチェックし、有の場合は手配先の医療機関名及び診療並びに担当医師名を記入してください。

(4) 最後の食事

利用者が最後に食事をした時間を記入してください。

(5) 意識レベル

JCSで記入してください。

なお、評価しにくい場合は、意識の「あり・なし」でも構いません。

意識レベルの評価 JCS（ジャパン・コーマ・スケール）

I：覚醒している（1桁の点数で表現）

0 意識清明

1 見当識は保たれているが意識清明でない。

2 見当識障害がある。（ここがどこか、周りの人が誰かわからない。）

3 自分の名前、生年月日が言えない。

II：刺激に応じて一時的に覚醒する。（2桁の点数で表現）

10 普通の呼びかけで開眼する。

20 大声で呼びかけたり、強く揺るなどで開眼する。

30 痛み刺激を加えつつ、呼びかけを続けると辛うじて開眼する。

III：刺激を与えても覚醒しない。（3桁の点数で表現）

100 痛みに対して払いのけるなどの動作をする。

200 痛み刺激で手足を動かしたり、顔をしかめたりする。

300 痛み刺激に全く反応しない。

- (5) 呼吸回数
1分間の呼吸回数を記入してください。なお、判断が難しい場合は、「ある」、「なし」、「速い」、「遅い」と記入してください。
- (6) 脈拍回数
1分間の脈拍回数を記入してください。なお、判断が難しい場合は、「ある」、「なし」、「速い」、「遅い」と記入してください。
- (7) 血圧・体温
測定が可能であれば記入してください。
- (8) 病院手配
救急隊到着前に病院が手配済であれば記入してください。